

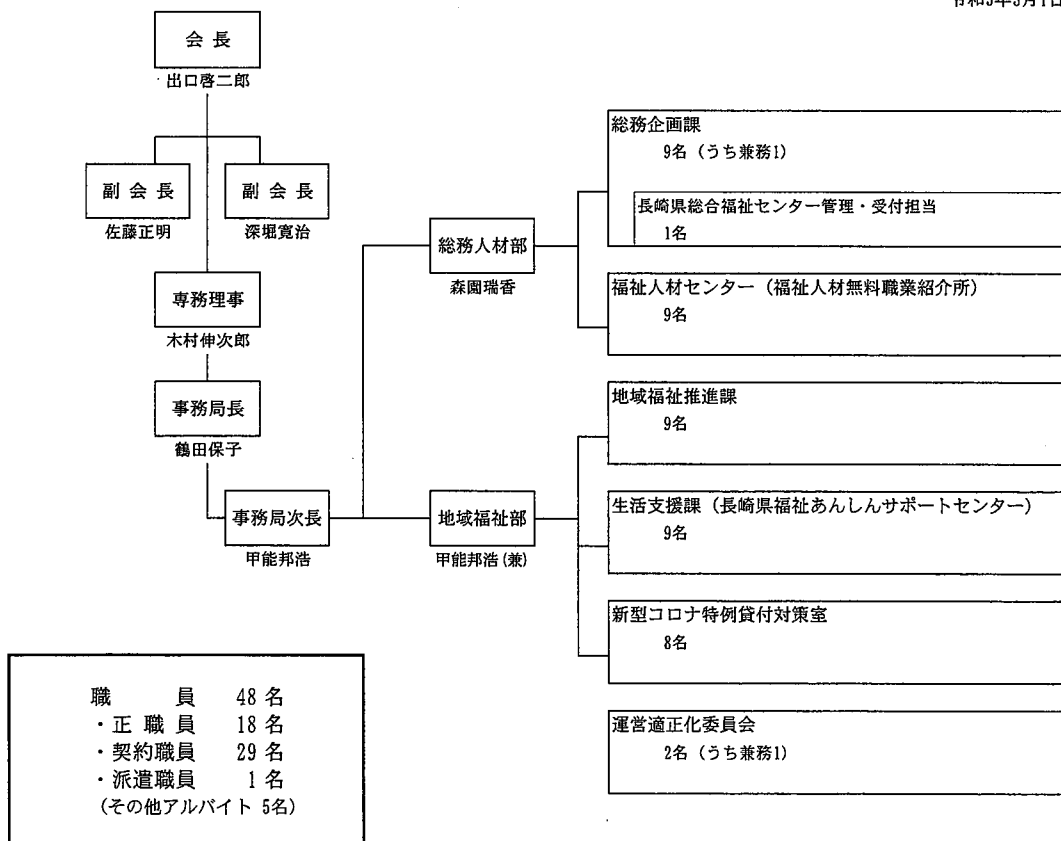
令和5年度

事業計画書

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

## 長崎県社協事務局組織

令和5年3月1日



# 令和5年度 事業計画

社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会

## はじめに

新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生してから丸3年が経過する中、第8波は収束傾向にあるものの、未だ全国的に死者、新規感染者は後を絶ちませんが、すでに海外との往来や国内での移動制限も緩和されており、本年5月8日には感染法上の分類が2類相当から5類へ引き下げられる予定であることから、本感染症に対する国民意識も徐々に前向きに変化していきつつあります。

この間、約2年半に亘り経済的な支援を必要とする人々を支えるため、全国の県社協及び市町村社協が全力で取り組み続けた、生活福祉資金(緊急小口資金、総合支援資金)の特例貸付は10回に及ぶ延長を経て、令和4年9月末で終了しました。その数は全国で約380万件・1兆4、300億円余、長崎県内では約2万8,000件・107億円を超える未曾有の規模となりました。本特例貸付は緊急的な資金ニーズに対応することを主目的に実施されたものですが、その過程において複雑化・多様化した地域生活課題が数多く顕在化することとなりました。本年1月から償還業務が開始されましたが、昨年2月に勃発したロシアのウクライナ侵攻に端を発した物価高の影響も含めて拍車がかかり、引き続き生活困窮の状態にあるケースも少なくなく、円滑な償還には結びつかない状況です。一時的な貸付だけでは解決できない課題を抱えている世帯やこれまで見えてこなかった生活困窮層が浮き彫りになる中、償還免除及び償還猶予等の円滑な対応やアウトリーチによるさらなる生活課題及びニーズの把握、生活困窮者自立支援事業との連携による顕在化した生活困窮者の生活再建に向けた支援が早急に求められています。

また、コロナ禍における閉塞感は、経済面のみならず人々の意識や価値観の変化にも大きな影響を与えました。感染防止対策の一環としてICT化が急速に進化した一方で社会的孤立や自殺者は増加傾向にあり、不登校やひきこもりに関しても今後ますます顕在化する恐れもあります。オンラインによる授業や会議が一般的になった今日、集うことの意味や効果を実感できなかつたり、社会的包摂の重要性を理解できていない世代も出てきており、今後の成長過程においてその意識を根付かせることは困難を極めると思われます。

これらの影響は、私達福祉分野においても担い手不足によるボランティア活動の低迷や利用者への権利侵害、福祉・介護人材の確保・育成・定着等に現れており、一方でマ

イナスイメージが先行する状況からも福祉・介護人材不足の解消は喫緊の課題となっているため、本会事業においても福祉教育～ボランティア活動～福祉・介護人材という一連の流れを念頭においた大局的な事業展開が求められております。

さらに、政府は子育て支援を最重要施策に掲げており、本年4月にはこども家庭庁が創設され、子ども・子育て支援が拡充される予定ですが、地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員制度・活動の一体性維持も大きな課題となっています。

このような状況の中、本会においては、令和3年度～5年度に本会が取り組むべき事業の方向性を示した「第5次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」の3年目（最終年）を迎えるため、目標達成に向け具体的取り組みの確実な推進を図るとともに、次期第6次計画の策定に向けた作業も計画的に進めてまいります。

令和5年度においては、第5次計画の取り組み方針である

- ・ポストコロナを見据えた新しい事業手法の積極的導入、定着を進める
- ・課を越えた横断的な事業展開と組織運営のために、縦割りからの脱却を図るとともに、SDGs活動への取り組み、個人依存から組織力強化に努める
- ・積極的・抜本的な業務手法改革（社協の基盤業務を見直し、よりきめ細かく柔軟な対応ができる時間を捻出、ビルドを目的とした戦略的スクラップ）を行うことで機能的な体制への移行を目指す

を意識するとともに、事業推進にあたっては、市町社会福祉協議会や行政、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設等と一層の連携・協働を推進するとともに、教育や企業、NPO・ボランティア等の多様な組織・関係者との重層的かつ効果的な連携を図りながら「地域共生社会の実現」に向け取り組んでまいります。

#### 【長崎県社協 基本理念】

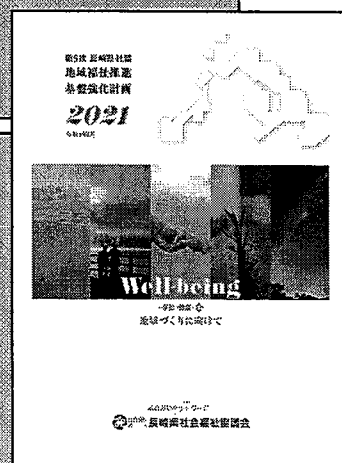
私たちは、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で、安心して幸せな生活を送ることができる地域づくりをめざします。

#### 【第5次県社協地域福祉推進・基盤強化計画

（令和3～5年度）で目指すもの】

Well-being（幸福・健康）な地域づくりに向けて

私たちは、あらゆる関係機関・団体との協働のもと、住民主体を基本とした「地域共生社会」の実現のため、新しい生活様式に即した持続可能な地域福祉活動を推進します。



## 重点事項

1. 新たに顕在化した生活困窮者等を見据えて、新  
関係機関と連携した総合的相談・生活支援事業の推進
2. 新たな“地域福祉教育”のあり方提言に向けた  
福祉教育プログラム研究事業への取り組み
3. 災害時支援体制の確立に向けた相互支援ネットワークの充実・強化
4. 時代に即した、福祉人材の確保方策への転換 新

○本事業計画は、「第5次長崎県社協地域福祉推進・基盤強化計画」に基づき編成しました。

参照：第5次中長期計画 体系図 P. 4

○各事業活動のうち、当該年度の新規取り組み項目については 新 で示しました。

○各事業活動のうち、重点事項に特に対応する取り組み項目については 重○ で示しました。

○共同募金配分金を活用した助成事業については、[共募助成事業]で示しました。

○課を超えた横断的な事業実施を推進するため、複数の事業目的や意義、位置づけを持つ項目についてはあえて重複して掲載しました。

# 「第5次長崎県協地域福祉推進・基盤強化計画」計画体系図

〈長崎県協 基本理念〉

私たちは、県民一人ひとりの尊厳が保たれ、住み慣れた地域で、安心して幸せな生活を送ることができる地域づくりをめざします。

〈基本方針〉

1. 「進める」  
参加と協働による福祉のまちづくりの推進と地域の福祉力の強化

- ① 長崎県の地域福祉を高める活動を進めます
- ② 市町村協支援活動を推進します
- ③ ボランティア・市民活動を推進します

2. 「支える」  
地域総合相談・生活支援体制の確立

- ① 様々な生活・福祉課題を抱える人々への重層的相談支援体制づくりを、関係機関・団体と連携し推進します
- ② 時代のニーズに応じて福祉貸付制度の効果的な運用を促進します
- ③ 福祉サービス利用者等の保護・権利擁護活動を推進・促進します

3. 「つなぐ」  
関係機関・団体との協働とネットワークの構築

- ① 関係機関・団体と協働して、地域福祉活動の活性化を図ります（県社協が関わるもの）
- ② 各社会福祉施設・関係団体・企業等の社会貢献活動を推進します（県社協以外の団体同士をつなぐもの）

4. 「育てる」  
専門性の高い福祉人材の発掘、養成と福祉サービスの質の向上

- ① 福祉に携わる人材の発掘、養成を行い、就労の促進・定着を推進します
- ② 社会福祉従事者研修の内容を充実し、福祉サービスの質の向上を推進します

5. 「続ける」  
県社協の基盤強化

- ① 総合的な地域福祉推進の視点に立った組織体制の強化を図ります
- ② 社会福祉に関する情報提供機能及び広報活動の充実を図ります
- ③ 機能的な事務局体制を確立します
- ④ 事業活動のための財源確保を図ります

〈本計画で目指すもの〉

私たちは、あらゆる関係機関・団体との協働のもと、住民主体を基本とした「地域共生社会」の実現のため、新しい生活様式に即した持続可能な地域福祉活動を推進します。

〈活動方針〉

## 事業実施計画

### 基本方針 1 「進める」

参加と協働による福祉のまちづくりの推進と地域の福祉力の強化

### 活動方針 1 長崎県の地域福祉を高める活動を進めます

地域共生共育（ともに生きともに育つ）実践プログラム開発・推進事業  
（通称：「ともとも PG」開発・推進事業）  
第5次計画策定後、事業名称変更  
令和3～5年度の3カ年計画として、福祉教育プログラム研究事業を実施。福祉教育と社会貢献活動を一体的に取り組む「サービスマーケティング」の手法を用い、より効果的に「共に生きる（支援力・受援力）」という意識を醸成する“新たな地域福祉教育”のあり方提言を目指す。開発した福祉教育プログラムの活用が広がり、地域福祉の参画者拡大につなげたい。

### 重2 ① 地域福祉を基盤とした福祉教育の推進 ～「ともとも PG」開発・推進事業の実施（3年目）～

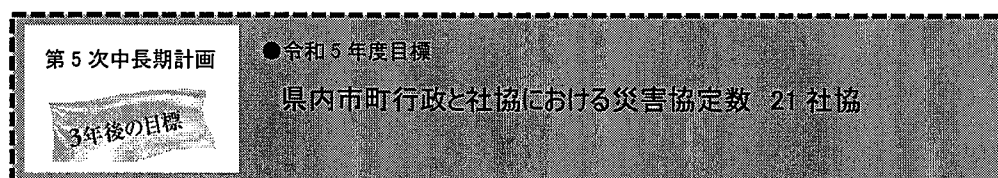
- ・新しい福祉教育研究委員会の開催 年2回 4月～5月、12月
- ・福祉教育（ボランティア）担当者会議の開催 年1回
- ・全国の福祉教育に関する取り組みについての情報収集
- ・「ともとも PG(案)」の実施・検証
- ・長崎県版指針「ともとも PG」の策定
- ・長崎県版指針「ともとも PG」の周知
- ・長崎県版福祉教育リーダー養成研修の実施 年1回 8月
- ・第6次計画に向けた、実施内容の検討



### 重3 ② 県域及び市町域における災害時の支援ネットワークの構築

- ・災害ボランティアセンターに関する市町社協の支援
- ・市町社協災害ボランティアセンター設置運営に係る行政との協定書締結のための支援
- ・市町（社協）災害ボランティアセンター設置運営マニュアル策定のための支援
- ・市町社協災害ボランティアセンター担当者会議の開催 年1回
- ・初めての災害ボランティア入門研修の開催 年1回（県災害ボランティア連絡会と共催）

- ・市町社協職員対象災害ボランティアセンター運営者養成研修の開催 年1回  
(県災害ボランティア連絡会と共催)
  - ・災害ボランティアスーパーバイザー養成研修の開催 (県災害ボランティア連絡会主催)
  - ・県防災訓練への参加 (対馬市) 年1回 5月
  - ・県 (防災士養成研修) や他団体が行う研修等への協力
  - ・市町社協・中間支援組織・テクニカルボランティアと連携するための情報収集
  - ・市町社協・中間支援組織・テクニカルボランティアとの連携を深めるための、会議・研修等への参加
- 
- ・県災害ボランティア連絡会の運営
  - ・同会運営委員会の開催 年2回
  - ・同会会員情報の更新・整理 (令和2年度以降の登録者)
  - ・初めての災害ボランティア入門研修の開催 年1回 (県社協と共催)
  - ・市町社協職員対象災害ボランティアセンター運営者養成研修の開催 年1回  
(県社協と共催)
- 
- ・県災害ボランティア連絡会の活動の在り方の見直し
- 
- ・本会 BCP の内容更新
  - ・本会 BCP に基づく発災時の種別協等の対応について、優先事項の検討
  - ・本会 BCP に基づく訓練の実施 年2回
  - ・本会及び市町社協の災害備蓄品の状況把握と更新
  - ・災害時の協力協定等の維持・更新



## 活動方針 2 市町社協支援活動を推進します

- ① 市町社協活動の見える化
  - ・市町社協便覧調査の実施 年1回 4月
  - ・全社協の2022年度調査結果も含めた分析、公表
  - ・第6次計画に向けた便覧調査結果の評価・分析に基づく本会実施事業の立案
- ② 市町社協が活動しやすい環境づくりの推進
  - ・県と連携した地域福祉活動計画の策定支援
  - ・社会福祉法人の社会貢献事業の状況の把握



- ・総合相談・生活支援相談体制の構築に向けた支援の実施
- ・総合相談研修の実施及び地域課題の共有
- ・まちづくりの学校の開催（第2期）
  - 第1期生を運営委員として第2期生を育成
- ・県民生委員児童委員協議会と協働した地域福祉活動の実践
- ・県社協会長表彰事業を活用した社会貢献活動の情報発信

重1




重1

③ 市町社協における災害時の支援体制の構築

活動方針1②と同じ

④ 市町社協のニーズや課題に応じた支援活動の推進

- ・市町社協便覧調査などから抽出した結果を踏まえた事業立案
- ・市町社協会長セミナーの開催 年1回
- ・定例市町社協事務局長会議の開催 年1回 4月12日
- ・市町社協会計運営研修会 年1回
- ・生活福祉資金担当職員研修会の開催 年2回 5月、10月
- ・法人後見支援研修会の開催 年1回 9月
- ・メールニュースの配信 随時 [共募助成事業]
- ・市町社協とのミーティング及び連絡会議、メールニュース配信のあり方見直し
- ・県知事訪問及び福祉保健部との意見交換会の開催 年1回 7月
- ・寄付物品等の速やかなコーディネート（車両、セブンイレブン商品寄贈等）
- ・県社協委託事業新任職員への事務研修会や生活支援員養成研修の開催  
（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業）

<p>第5次中長期計画</p>  <p>3年後の目標</p>	<p>●令和5年度目標</p> <p>便覧調査実施、全社協調査分析、集約公表</p>
<p>第5次中長期計画</p>  <p>3年後の目標</p>	<p>●令和5年度目標</p> <p>便覧調査結果の評価・分析に基づく本会実施事業の立案 (第6次計画へ)</p>
<p>第5次中長期計画</p>  <p>3年後の目標</p>	<p>●令和5年度目標</p> <p>ITを活用した市町社協担当者レベル会議の開催数 10回</p>

### 活動方針 3 ボランティア・市民活動を推進します

- ① ボランティア・市民活動等人材の発掘及び育成
  - ・ボランティア参入促進事業（ボランティアチャレンジ）の実施 7～9月
  - ・ボランティア参入促進事業（ボランティアチャレンジ）アンケートの実施、分析
  - ・ボランティアコーディネートセミナー及び情報交換会 年1回 6月
  - ・ボランティア参入促進のためのPRとニーズ調査、分析
  - ・運営委員会の開催 年1回 11月
  
- ② 地域づくりの個別支援
  - ・市町社協ボランティアセンター及び市町ボランティア連絡協議会等の活動支援
  - ・長崎県版NPO・ボランティア団体のポータルサイト「ながさきボランぼネット」への情報提供
  - ・県民ボランティア活動支援センターとの情報共有
  - ・NPO法人、ボランティア団体への助成金情報等の提供
  
- ③ 福祉従事者の発掘
  - ・ボランティア参加者への福祉職場のPR（チラシ、HP等）
  - ・ボランティア参加者に対する福祉の仕事意識調査（ボランティアチャレンジアンケートの活用）

第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 コロナ禍でも実施可能なプログラム創出 情報収集 検証・公表
第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 ボランティア参加者へ福祉職場のPR 5回/年

**基本方針** 2 「支える」

地域総合相談・生活支援体制の確立

**活動方針** 1 様々な生活・福祉課題を抱える人々への重層的相談支援体制づくりを、  
関係機関・団体と連携し推進します

① 生活困窮世帯等の自立に向けた個別支援・相談援助等、総合相談窓口の強化推進

- ・相談支援研修会への参加
- ・局内各事業に関する職員研修の実施
- ・総合支援資金等借受人への福祉の仕事の情報提供
- ・生活困窮者自立支援事業所へ貸付事業の説明
- ・生計困難者レスキュー事業実施法人へ貸付事業の説明
- ・総合相談研修の実施、及び地域課題の共有 年1回 7月 [共募助成事業] **重1**
- ・ソーシャルワーク実践力強化研修会の開催 年1回 11月 [共募助成事業]
- ・まちづくりの学校の開催 (第2期) **重1**  
第1期生を運営委員として第2期生を育成
- ・市町社協訪問調査の在り方の見直し
- ・業務委託事業に関する市町社協訪問調査の包括的实施
- ・新型コロナ特例貸付により顕在化した生活困窮者への対応 **新**

<b>第5次中長期計画</b> 3年後の目標	●令和5年度目標 県レベルでの連携体制整備 連携企画の実施
<b>第5次中長期計画</b> 3年後の目標	●令和5年度目標 局内の課題の共有及び解決のしくみ整備 見直し

**活動方針** 2 時代のニーズに応じて福祉貸付制度の効果的な運用を促進します

① 生活困窮世帯等の自立に向けた個別支援・相談援助機能を活かした福祉貸付事業の実施

- ・各種貸付事業の実施
  - 生活福祉資金
  - 臨時特例つなぎ資金
  - ひとり親家庭高等職業訓練促進資金等
  - 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金
- ・局内の相談支援能力向上を目的とした、ケース検討の実施

- ・局内の相談支援能力向上を目的とした、クレーム対応研修会の実施
- ・局内の相談支援能力向上を目的とした、関係法令の勉強会の実施
- ・市町社協職員からの各種相談に対応できるスーパーバイズ能力の強化を目的とした研修の実施

② 生活困窮世帯等の自立に向けた個別支援・相談援助事業の実施

- ・民生委員へ貸付制度の理解促進のための研修会を実施
- ・借受世帯等支援強化のため、生活困窮者自立支援機関と連携した研修会を実施
- ・貸付受付時の相談支援強化のための、市町社協担当職員研修会を実施 年2回 4, 10月
- ・滞納者へ必要に応じた督促状の送付
- ・就労支援としての福祉人材センターの活用促進
- ・償還相談会を含めた償還相談の手法を見直し実施
- ・市町社協貸付事業事務調査の実施
- ・債権管理システムの見直しの実施
- ・メールニュースの配信 随時 [共募助成事業]
- ・総合支援資金等借受人への福祉の仕事の情報提供
- ・市町社協貸付事業担当者へ生計困難者レスキュー事業の説明

重1

重1

- ・新型コロナ特例貸付債権管理（償還免除、償還猶予事務等）の実施

重1

**活動方針** 3 福祉サービス利用者等の保護・権利擁護活動を推進・促進します

① 福祉サービス利用者等の支援

- ・契約締結審査会の開催 毎月
- ・権利擁護委員会の開催 年4回
- ・業務支援システムの全実施社協導入及び使用する機能の統一
- ・支援困難事例等実施社協からの相談への各種専門会議等を活用した随時回答
- ・関連制度研修会等への職員の参加や講師派遣による専門性の強化
- ・各地区あんしんセンターとの定期ミーティングの開催
- ・市町社協等連絡会議の開催
- ・メールニュースの配信 随時 [共募助成事業]
- ・新任専門員への事務研修会や生活支援員養成研修の開催
- ・専門員・生活支援員の専門性強化のため法人後見支援研修会等の開催 年1回

② 適正支援の徹底に向けた業務監督の強化、内部牽制の確保の推進

- ・市町社協訪問調査マニュアルに基づく調査の実施、検証
- ・市町社協訪問調査の運営適正化委員会との協働実施
- ・権利擁護人材育成プログラムの実施、検証

- ③ 福祉サービス事業者の体制整備支援による福祉サービス利用者等の保護・権利擁護の推進
- ・運営適正化委員会との連携による、福祉サービス事業者のサービス提供環境の向上・改善
  - ・福祉サービス事業者の役職員を対象に福祉サービス利用者等の保護・権利擁護に関する研修会の実施 年1回
  - ・県内における相談窓口等に関する情報提供
- ④ 総合的な権利擁護支援体制の構築支援
- ・権利擁護あんしんシステム構築事業のあり方見直し
  - ・新たな権利擁護あんしんシステムの実施、検証
  - ・専門員・生活支援員の専門性強化のため法人後見支援研修会等の開催 年1回

『権利擁護あんしんシステム』

県内市町社協モデル地域で市民後見人養成研修を実施。養成した候補者が日常生活自立支援員を経て後見人となり、利用者を継続的に地域支援できるようなしくみを構築するもの。

長崎県における成年後見人等受任体制の不足が課題となる中、県委託事業及び、本会が進める日常生活自立支援事業と成年後見制度の総合的な権利擁護支援体制の強化として、令和元年度より実施。

第5次中長期計画

3年後の目標

●令和5年度目標

中核機関(権利擁護センター含む)を設置する市町数 10市町

### 基本方針 3 「つなぐ」

#### 関係機関・団体との協働とネットワークの構築

### 活動方針 1 関係機関・団体と協働して、地域福祉活動の活性化を図ります

(県社協が関わるもの)

- ① 福祉関係団体等が活動しやすい環境づくりの推進
  - ・地域福祉推進連絡会の見直し整理
  - ・市町社協と社会福祉施設との連携事例紹介
  - ・各種別協の事務局活動を活用した、本会及び種別協の事業紹介等
  - ・本会が把握している県内福祉関連団体等の名簿の随時更新
  - ・本会及び各種別協の非会員団体等への情報提供
  
- ② 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」「地域貢献事業」についての情報収集・提供
  - ・公益的な取組、地域貢献事業についての情報提供
  
- ③ 生計困難者レスキュー事業の推進支援
  - ・ホームページ等を通じた PR 活動の実施
  - ・各種地域福祉活動に関する情報収集及び発信
  - ・生計困難者レスキュー事業実施法人へ貸付事業の説明
  - ・市町社協貸付事業担当者へ生計困難者レスキュー事業の説明
  - ・生計困難者レスキュー事業実施法人を通じて福祉職場の PR (チラシ、HP 等) を実施
  - ・ソーシャルワーク実践力強化研修会の開催
  
- ④ 会長表彰事業の実施 [共募助成事業]
  - ・時代に合わせた表彰カテゴリーの再編成
  - ・プロモーション活動を通じた、福祉事業の PR
  - ・各市町社協が積極的な候補者推薦ができる情報の提供
  
- ⑤ 地域内での福祉従事者人材確保支援
  - ・市町社協と連携したミニ面談会の開催 年 7 回
  
- ⑥ 総合福祉センター事業のあり方検討
  - ・総合福祉センター運営方針 (修繕計画含む) に基づく、実行
  - ・トイレ及び給排水管更新工事の実施 (令和 4 年度より継続)  
日本財団助成金、修繕積立金を財源とする
  - ・総合福祉センター (社協棟) あり方検討委員会協議並びに長期修繕計画に基づき、センター運営の効率化・適正化、収益増につながる改修等実行方を推進

重3

⑦ 県域及び市町域における災害時の支援ネットワークの構築

活動方針 1 ② と同じ

第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 各社会福祉法人の「地域における公益的な取組」「地域貢献事業」の情報発信 活動実践の集約・公表
第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 地域主体就職フェアの開催 5市町
第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 地域主催福祉職共同研修会の実施 5市町

活動方針 2 各社会福祉施設・関係団体・企業等の社会貢献活動を推進します  
(県社協以外の団体同士をつなぐもの)

- ① 社会福祉法人の「地域における公益的な取組」「地域貢献事業」についての情報収集・提供  
・公益的な取組、地域貢献事業についての情報提供
- ② 長崎県災害派遣福祉チーム（長崎 DCAT）・感染症応援派遣の推進支援  
・各種別協との具体的対応についての協議実施  
・県と具体的対応についての協議実施
- ③ 寄付の醸成、賛助会員の PR  
・寄付者の意向を踏まえた活用方法の検討  
・新しい寄付手法の実施、PR 新  
・HP 等でのプロモーション  
・企業が参加しやすい社会貢献活動メニューの企画提案

第5次中長期計画 3年後の目標	●令和4年度目標 社会貢献活動の新規取り組み促進 3企業
--------------------	---------------------------------

**基本方針** 4 「育てる」

専門性の高い福祉人材の発掘、養成と福祉サービスの質の向上

**重** 4

**活動方針** 1 福祉に携わる人材の発掘、養成を行い、就労の促進・定着を推進します

① 福祉従事者の発掘、就労促進

- ・福祉人材センター（無料職業紹介事業所）の適正運営
- ・佐世保福祉人材バンク（佐世保市社協への委託）の設置
- ・求職者の個人情報の適切管理
- ・就職後の定着状況調査
- ・定着している事業所の HP への掲載 **新**
- ・各種ツールを活用した求職者へのアプローチ推進
- ・求人施設・事業所へのアプローチ推進
- ・長崎県福祉人材センター運営委員会の開催 年1回 2月
- ・求職者への調査実施、結果の HP への掲載 **新**
- ・運営実績の分析、報告
- ・人材確保に関する相談支援の実施
- ・オンライン相談を活用した県下全域からの相談対応 **新**
- ・資質向上および情報共有のための専門員会議の実施 週1回 **新**
- ・ハローワークと福祉人材センター・バンクの連携
- ・ハローワークで「福祉のお仕事相談窓口」の開催
- ・ハローワーク職業訓練受講者への求人PR
  
- ・就職フェアの開催 長崎市（6月、2月）、佐世保市（6月）
- ・市町社協と連携したミニ面談会の開催 年7回
- ・就職フェア等参加事業所の開拓、時代のニーズに応じた求人調整
- ・就職フェア等終了後の来場者・事業所へのフォロー実施
- ・求人事業所のつながりを作る情報交換会の開催 **新**
- ・求職希望者のすそ野拡大のための新たな取組みの開発
  
- ・「wel なが（長崎県福祉の仕事情報サイト）」による情報発信
- ・「wel なが」の充実更新
- ・福祉求人情報誌「福祉で働こう」を発行、配布 月1回
- ・ポスター、チラシによる情報発信
- ・各種 SNS、youtube による情報発信
- ・本会広報誌、他団体の広報媒体等による情報発信
- ・他団体主催の就職セミナーやハローワークと連携した PR
- ・福祉系高校、一般高校、専門学校、大学への訪問 **新**



- ・介護福祉士や保育士等資格取得による福祉従事者確保のための貸付事業の実施
- ・有資格者・経験者の福祉の職場への再就職に向けた就職支援
- ・ボランティア参加者への福祉職場のPR（チラシ、HP等）

- ・コロナ禍も想定した、教員免許を取得する学生と施設のコーディネート

② 福祉従事者の定着支援

- ・福利厚生センター事務局の運営
- ・福利厚生センター会員向け交流事業の実施 6月～
- ・福利厚生センター会員拡大のための勧誘活動、HP等による情報提供

③ 地域内での福祉従事者人材確保支援

- ・市町社協と連携したミニ面談会の開催 年7回

④ 貸付事業を活用した福祉資格の取得、就労促進・定着支援、潜在的有資格者の再就職支援

- ・介護福祉士や保育士等資格取得による福祉従事者確保のための貸付事業の実施  
（保育士就職準備金貸付）




新

⑤ 長崎県、社会福祉法人と共に行う戦略的な外国人労働者の雇用促進

- ・介護福祉士修学資金の外国人への貸付実施

⑥ 地域福祉従事者の発掘

- ・ボランティア参入促進事業（ボランティアチャレンジ等）の実施
- ・市民後見人候補者の養成

<p>第5次中長期計画</p> 	<p>●令和5年度目標</p> <p>相談対応数 23,400件/年</p>
<p>第5次中長期計画</p> 	<p>●令和5年度目標</p> <p>ボランティア参加者へ福祉職場のPR 5回/年</p>
<p>第5次中長期計画</p> 	<p>●令和5年度目標</p> <p>地域主体就職フェアの開催 5市町</p>

**活動方針** 2 社会福祉従事者研修の内容を充実し、福祉サービスの質の向上を推進します

① 福祉専門従事者研修の実施

I. 生涯研修課程（4 コース）

初任者研修会

中堅職員研修会

チームリーダー研修会

管理職研修会

II. 専門研修（21 研修）各研修 2 回ずつの開催

感染症予防・対応力強化研修会 5 月、10 月

虐待防止研修会 6 月

職場リーダーのためのハラスメント防止研修会 6 月

対話力・説明力向上研修会 8 月

新

施設での「看取り」研修会 9 月 等

III. 地域福祉従事者研修

総合相談研修の実施、及び地域課題の共有 年 1 回 [共募助成事業]

ソーシャルワーク実践力強化研修会の開催 年 1 回 [共募助成事業]

市町社協職員対象災害ボランティアセンター運営者養成研修の開催

IV. 市町社協対象研修

まちづくりの学校の開催（第 2 期）

重 1

県社協委託事業新任職員への事務研修会や生活支援員養成研修の開催

（生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業）

生活福祉資金貸付事業担当職員研修会 年 2 回

重 1

法人後見支援研修会 年 1 回

市町社協会計運営研修会 年 1 回

② 地域の福祉関係者研修の実施

・ 市民後見人候補者養成研修会の開催

・ 初めての災害ボランティア入門講座の開催 年 1 回

新

重 3

③ 福祉施設・事業所内や地域内連携研修の充実支援

・ 研修開催サポート（出張セミナー）の実施

・ 地域内連携研修の促進

・ 福祉施設・事業所内の人材育成に関する推進支援

・ ホームページ等を活用した研修情報の発信 [共募助成事業]

④ 他団体主催研修会等への参画、協力

⑤ 運営体制の充実・強化

- ・企画立案及び研修運営体制の充実・強化
- ・研修管理システムによる効率的な運用とシステムの見直し検討
- ・メールニュースの配信 随時 [共募助成事業]

第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 生涯研修参加者満足率 98%
第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 WEB申込率 95%
第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 出張セミナー実施団体数 12件
第5次中長期計画 3年後の目標	●令和5年度目標 地域主催福祉職共同研修会の実施 5市町

## 基本方針 5 「続ける」

### 県社協の基盤強化

#### 活動方針 1 総合的な地域福祉推進の視点に立った組織体制の強化を図ります

- ① 第5次計画の推進・管理、評価
  - ・第5次計画管理計画による推進
  - ・評価委員会の開催 年1回 5月
  - ・各年度評価の理事会等での報告 年1回 6月
  - ・広報誌、HP等でのPR
- ② 適正な組織運営
  - ・法人運営に関する監事監査等の適正開催  
監事監査 5月  
理事会、評議員会 6月、3月  
評議員選任・解任委員会 6月、適時
  - ・苦情対応体制の見直し、及び再整備
  - ・苦情公表のしくみ整備  
苦情解決責任者、苦情受付担当者の設置
- ③ 中長期計画と各年度事業計画・報告との連動による円滑な進捗管理
  - ・第5次計画管理計画による推進
- ④ 第6次計画の策定

新

#### 活動方針 2 社会福祉に関する情報提供機能及び広報活動の充実を図ります

- ① 福祉に関する情報提供、広報活動（全般）
  - ・広報誌の作成 年4回発行 [共募助成事業]
  - ・ホームページの運営 [共募助成事業]
  - ・ホームページのリニューアル [共募助成事業]
  - ・SNS等のアカウント整理・適正化
- ② 福祉に関する情報提供、広報活動（社協）
  - ・市町社協との定期ミーティング及び連絡会議、メールニュース配信のあり方見直し
  - ・情報提供における本会の役割の検討
  - ・県内社協ネットワークシステムの検討・構築
- ③ 各種福祉活動の広報活動
  - ・目的や対象に応じたツールを活用した広報発信
  - ・公益的な取組、地域貢献事業についての情報提供
  - ・賛助会員のPR

新

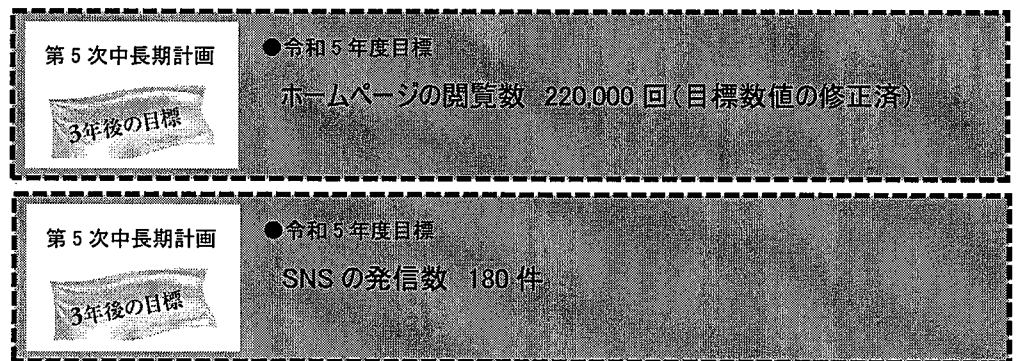
- ・共同募金への広報協力
- ・広報ツールについての研修の実施
- ・情報提供における本会の役割の検討
- ・HP 等新しい顕彰事業の構築 [共募助成事業]
- ・プロモーション活動を通じた、福祉事業の PR

④ 局内の広報体制の整備

- ・ホームページの適正運用のしくみ整備
- ・ホームページの適正運用のしくみの運用
- ・情報発信時における決裁ルート of 効率化

⑤ BCP の見直し

- ・ホームページ・SNS を活用した情報発信
- ・発災時・緊急時の発信準備の整備



**活動方針 3 機能的な事務局体制を確立します**

① 機能的な事務局体制移行への業務改革

- ・原則、FAX の使用廃止
- ・押印省略、紙での申請・届の廃止の推進
- ・縦割りの業務分担の見直し
- ・業務改革実践を局内共有
- ・DX (デジタルトランスフォーメーション) による業務フローの改善、意識定着
- ・AI、IT を活用した、デジタル化の推進

② BCP の見直し

- ・ホームページ・SNS を活用した情報発信

③ 職員育成計画作成

- ・職務・職階の整理に基づく職員育成計画の推進
- ・県社協職員としてのキャリアパスの構築
- ・SDS (自己啓発活用への援助) の実施

- ④ テレワーク環境推進計画の策定と実施
  - ・テレワーク環境推進計画に基づく環境整備等の推進 新
  - ・AI、ITを活用した、デジタル化の推進
- ⑤ 職務・職階の整理の定着化
  - ・業績評価制度の実施、定着
- ⑥ 各種別協事務局の適正な受託運営
  - ・すべての種別協議会について県社協の役割の見直しと業務整理

#### **活動方針** 4 事業活動のための財源確保を図ります

- ① 総合福祉センター事業のあり方検討
  - ・総合福祉センター運営方針（修繕計画含む）に基づく、実行
  - ・トイレ及び給排水管更新工事の実施（令和4年度より継続）
    - 日本財団助成金、修繕積立金を財源とする
  - ・総合福祉センター（社協棟）あり方検討委員会協議並びに長期修繕計画に基づき、センター運営の効率化・適正化、収益増につながる改修等実行方策を推進 新
- ② 基金事業・運用の見直し
  - ・基金事業の内容見直し
  - ・持続可能な地域福祉財源を確保についての方策実施
- ③ 会員規程の見直し
  - ・報告手法の確立
- ④ 寄付金のしくみ整備
  - ・寄付者の意向を踏まえた活用方法の検討
  - ・新しい寄付手法の実施、PR 新
  - ・HP等でのプロモーション
  - ・企業が参加しやすい社会貢献活動メニューの企画提案
- ⑤ 共同募金運動への協力
  - ・共同募金活動への参加・協力
  - ・県社協広報誌でのPR

第5次中長期計画



3年後の目標

●令和5年度目標

賛助会員数 団体 112 個人 30